

○交通事故事件報告要領の制定について

(平成12年1月27日岩交企第12号警察本部長)

〔沿革〕平成18年12月27日岩交企第684号改正

〔概要〕

この通達は、「交通統合情報管理システム」が構築されたことに伴い、交通企画課長又は交通指導課長を通じて本部長に対して速報を要する通事故事件の報告に関して、従前の要領を廃止し、本要領において、適正な運用を行うために必要な事項を定めたもの。